

(別添 8)

家計改善支援事業実施要領

1 目的

本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付

金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

（２）支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。また、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援事業につなぐ体制を確保するものとする。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過剰債務の相談窓口や貸付機関、自治体の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計が見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則１年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、３（１）による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを

作成して支援を継続するかを判断する。

(3) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

(4) 配置職員

家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りでない。）、かつ、次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 社会保険労務士の資格を有する者

エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

オ その他アからエに掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

4 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成 27 年 3 月 6 日社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添 4「家計改善支援事業の手引き」）を参照すること。

(2) 被保護者家計改善支援事業と一体的に実施する場合は、「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日付社援保発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照すること。

(3) 相談支援に当たっては、「家計改善支援事業の手引き」別冊に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜使用することが望ましい。

(4) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。